

# 上野原市簡易水道事業經營戰略

[令和 8 (2026) ~令和 17 年度 (2035) ]

令和 8 年 2 月

上野原市 生活環境課

# ～ 目 次 ～

第1章 はじめに.....	1
1-1. 「経営戦略」の策定背景と目的.....	1
1-2. 経営戦略策定の基本的な考え方.....	1
第2章 簡易水道事業の現状.....	2
2-1. 事業のあらまし.....	2
2-1-1. 上野原市の位置と概要.....	2
2-1-2. 簡易水道の位置図.....	3
2-1-3. 簡易水道事業の概要.....	4
2-1-4. 人口の推移.....	5
2-1-5. 管路の整備実績.....	5
2-2. 水道料金.....	6
2-2-1. 料金体系.....	6
2-2-2. 水道料金表.....	7
2-2-3. 山梨県内の水道料金水準の比較.....	8
2-3. 財政の状況.....	9
2-3-1. 公営企業会計の仕組み.....	9
2-3-2. 一般会計繰入金の状況.....	10
2-3-3. 経営状況.....	10
2-3-4. 地方債の状況.....	12
2-3-5. 給水収益及び有収水量の状況.....	12
2-4. 経営比較分析指標.....	13
第3章 簡易水道事業を取り巻く経営環境.....	19
3-1. 行政人口及び給水人口の見通し.....	19
3-2. 給水収益及び有収水量の見通し.....	20
3-3. 簡易水道施設の見通し.....	20
3-4. 組織の見通し.....	21
3-5. 経営課題の抽出.....	22
第4章 経営の基本方針及び目標の設定.....	23
4-1. 経営の基本方針.....	23
4-2. 経営目標の設定.....	23
第5章 投資・財源に関する取組み.....	24

5-1. 投資に関する取組み .....	24
5-2. 財源に関する取組み .....	25
5-3. その他の取組み .....	26
5-3-1. 官民連携（W-PPP）の取組み .....	26
5-3-2. 広域化・共同化の取組み .....	26
第6章 投資・財政計画 .....	27
6-1. 科目別将来値推計条件 .....	27
6-1-1. 収益的収支 .....	27
6-1-2. 資本的収支 .....	28
6-2. 投資・財政計画表 .....	29
6-3. 今後の展望について .....	31
6-4. 原価計算表 .....	32
第7章 経営戦略の事後検証等 .....	33
7-1. 経営戦略の見直しの方針 .....	33
7-2. 経営戦略の見直し予定時期 .....	33

## 第1章 はじめに

### 1-1. 「経営戦略」の策定背景と目的

日本の水道事業は高度経済成長期に急速に整備され、国民全体が広く水道を利用できる状況となり、水道は健康的な生活や生産活動を行ううえで必要不可欠なインフラとなっています。しかし、急速に整備された水道施設は、老朽化が進行し大規模な更新時期を迎えつつあり、全国的な更新費用の増加が見込まれます。

上野原市（以下「本市」といいます。）の水道事業は、2005年（平成17年）の旧上野原町と旧秋山村の合併時に、旧2町村の上水道事業と簡易水道事業を引き継ぎ開始しました。上水道事業については2006年（平成18年）に、効率的な事業運営や安定した給水確保のために、東部地域広域水道企業団に移管されましたが、一部の市営簡易水道事業については、現在も市で管理運営を行い、水道施設の更新や維持管理性の向上を図り、今日に至るまで健全な運営を行うための努力を行ってきました。

しかしながら、少子高齢化に伴う人口減少や節水意識の高まりにより給水量が減少しています。また、旧2町村から引き継いだ簡易水道施設については、計画的な更新が十分に実施できていないことから、耐用年数を超過した状態での運用が続いており、近年は厳しい運営状況となっています。

このような中、将来にわたってサービスの提供を安定的に継続するために、総務省では、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを各地方公共団体に要請しています（平成26年8月29日付総財公第107号の通知）。

また、策定した経営戦略においては、その内容に沿った取組み等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて、より質の高い計画となるよう、3年から5年以内の見直しを行うことが重要とされています（「経営戦略」の改定推進について）（令和4年1月25日 総財公第6号）。

このような背景を受け、当初の計画を見直し、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等に努めていく必要があり、今後の簡易水道事業の“経営健全化”を図るために、「上野原市簡易水道事業経営戦略（H31）」を改定します。

なお、改定にあたっては、総務省が取りまとめた「経営戦略策定・改定ガイドライン（平成31年3月29日策定）」に基づき、「経営戦略」を改定します。

### 1-2. 経営戦略策定の基本的な考え方

経営戦略の中心となる「投資・財政計画」は、「投資試算」と「財源試算」で構成され、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するように調整した中長期の収支計画です。

- (1) 計画期間は10年以上の合理的な期間を設定します。
- (2) 実現可能な方策により「投資・財政計画」において「収支均衡」を図ります。
- (3) 住民・議会に対して、その意義・内容を公開する必要があります。
- (4) 計画の策定後は、毎年度進捗管理を行い3～5年毎に見直しを行います

出典：経営戦略策定・改定ガイドライン（平成31年） | 総務省より一部加工

## 第2章 簡易水道事業の現状

### 2-1. 事業のあらまし

#### 2-1-1. 上野原市の位置と概要

本市は、山梨県の最東部に位置し、東は神奈川県相模原市、南は道志村、西は大月市と都留市、北は小菅村と東京都西多摩郡に隣接しています。首都圏の中心部から約70km圏内の距離にあり、人口21,012人、面積170.57km<sup>2</sup>の都市です。

また、地域内を流れる桂川、秋山川、鶴川、仲間川及びそれらの支流が形成した河岸段丘は、住民の生活基盤となっています。山岳や段丘、河川が作り出す自然環境は日照時間が長いなど、さまざまな自然の特徴に恵まれています。

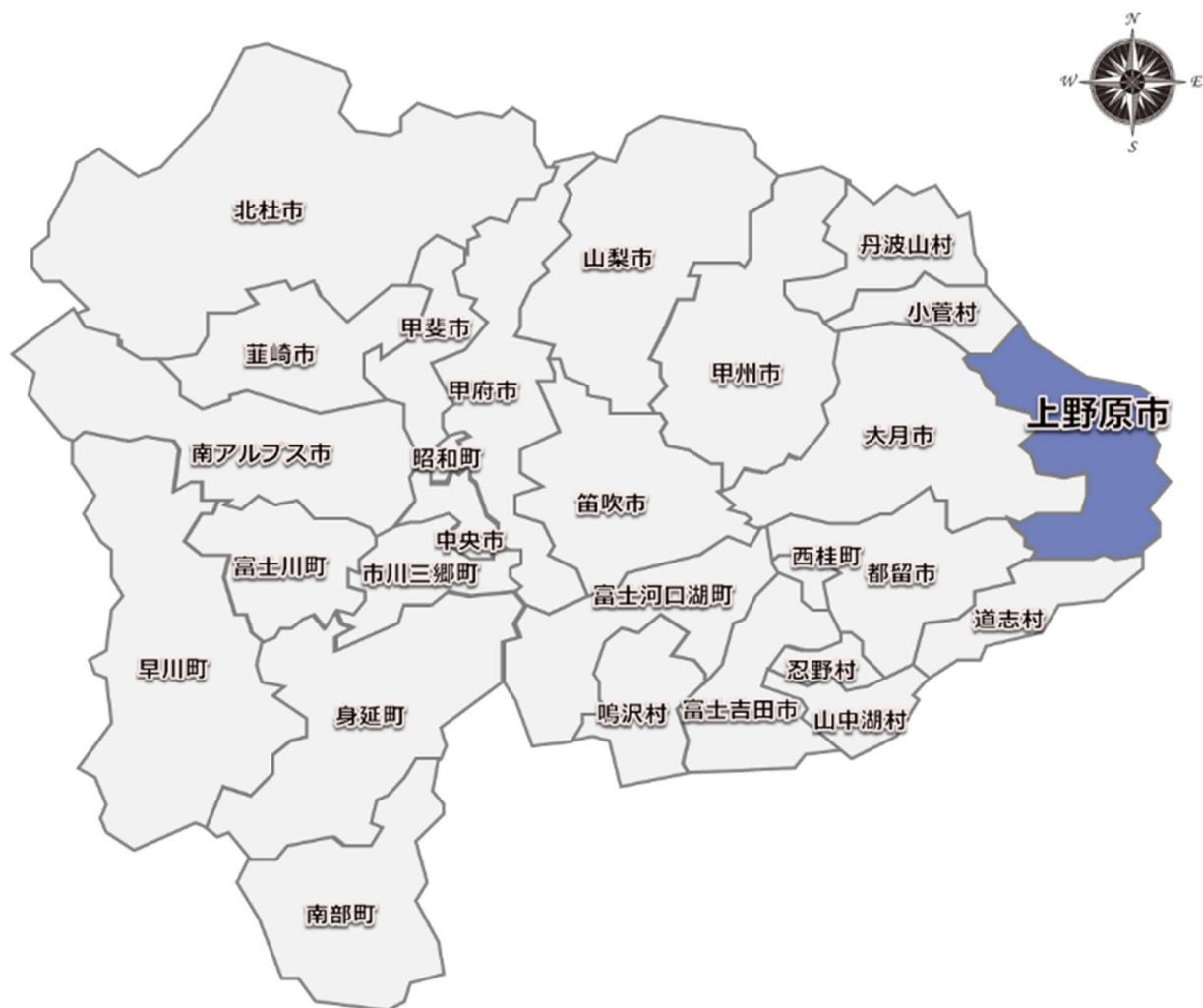


図 上野原市の位置図

## 2-1-2. 簡易水道の位置図

本市の市営簡易水道の位置図を以下に示します。

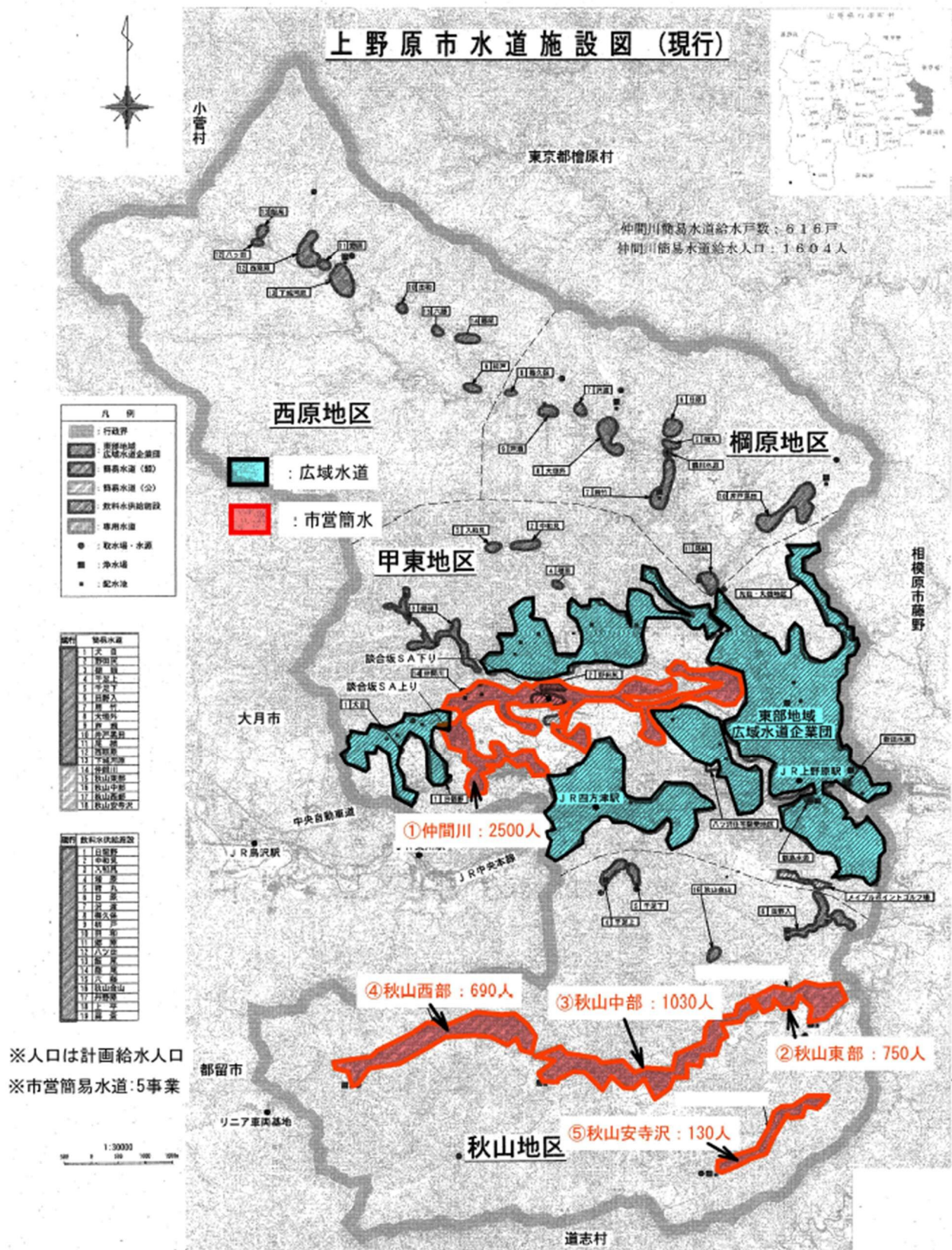


図 市営簡易水道の位置図

### 2-1-3. 簡易水道事業の概要

本市の簡易水道事業の概要は表のとおりです。現在、本市では、上水道（東部地域広域水道企業団）と簡易水道 18 箇所（市営簡易水道※1：5 箇所、組合簡易水道※2：13 箇所）、小規模水道 16 箇所（市営小規模水道：1 箇所、組合小規模水道：15 箇所）で給水を行っています。

市営簡易水道のうち、仲間川簡易水道事業が事業開始から約 30 年以上、秋山簡易水道事業が約 40 年以上経過しています。

下表の数値は、「市営」簡易水道及び「組合」簡易水道を合算した数値になります。

※1 市営簡易水道：本市が管理及び施設運営している簡易水道です

※2 組合簡易水道：組合（水道を利用している地域住民で構成されている組織）が管理及び施設運営している簡易水道です

表 上野原市簡易水道の概要

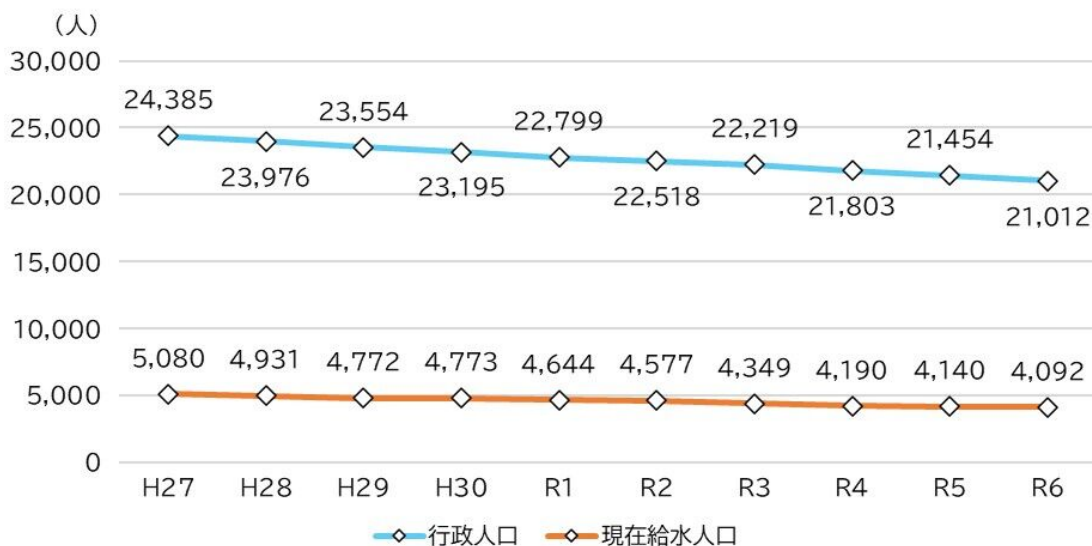
水道事業の施設及び業務概況		
基本項目	給水形態	簡易水道事業
	事業創設認可年月日	昭和31年3月24日
	供用開始年月日	昭和31年6月15日
	法適用年月日	令和6年4月1日
施設	行政区域内人口（人）	21,012
	計画給水人口（人）	7,706
	現在給水人口（人）	4,092
	水源	表流水、伏流水
	浄水場設置数	13
	導水管延長（m）	9,920
	送水管延長（m）	3,470
	配水管延長（m）	85,340
業務	配水能力（m <sup>3</sup> /日）	3,273
	一日最大配水量（m <sup>3</sup> /日）	2,223
	年間総配水量（m <sup>3</sup> ）	768,597
	年間総有収水量（m <sup>3</sup> ）	452,835
	有収率（%）	58.92

出典：地方公営企業決算状況調査表（令和6年度）

## 2-1-4. 人口の推移

令和6年度の行政人口は21,012人、給水人口は4,092人となっており、過去10年間で行政人口3,373人、給水人口988人の減少です。

全国的な人口減少と東京一極集中に代表される大都市への人口移動を背景に、本市においても人口が減少傾向で推移しています。

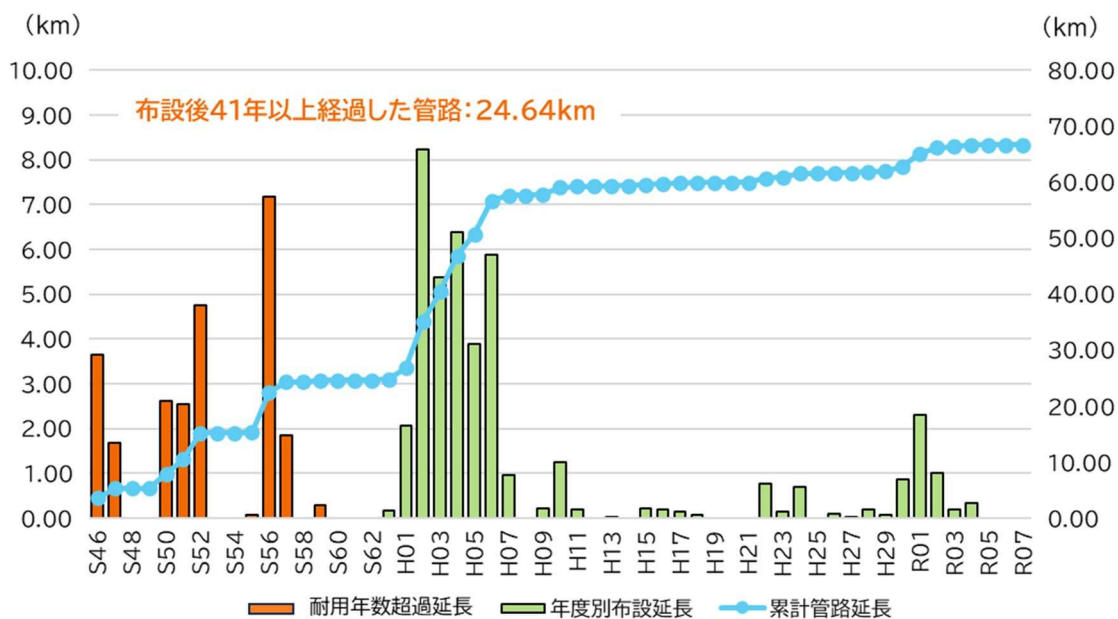


出典：地方公営企業決算状況調査表（令和6年度）

図 行政人口及び給水人口の推移

## 2-1-5. 管路の整備実績

簡易水道事業の管路延長は、総延長約66.67kmを有しています。令和7年度時点で管路施設の法定耐用年数である41年以上を経過した管路は延長24.64km、管路全体の36.97%を占めており、老朽化が進行している状況です。



※ 市営簡易水道のみの管路延長になります。

図 年度別布設延長の推移

## 2-2. 水道料金

### 2-2-1. 料金体系

本市の簡易水道事業の料金体系は、「基本料金」と「従量料金」からなる『二部料金制』を採用しています。

「基本料金」は、水の使用量にかかわらず毎月定額で賦課される料金で、本市は水道メーターの口径に応じて異なる金額が設定されている「口径別」を採用しています。

「従量料金」は、水の使用量に応じて賦課される料金で、本市は使用水量に応じて、 $1\text{m}^3$ 当たりの単価が高くなる「逡増制」と使用水量の増加に左右されない「単一制」の2つを採用しています。

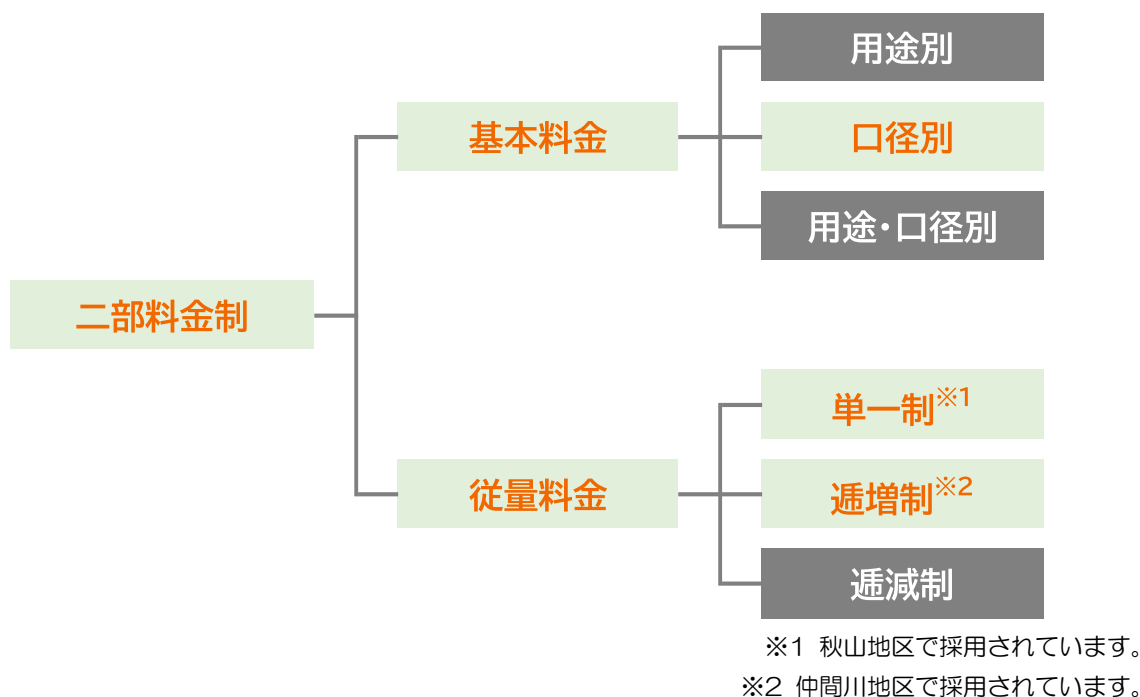


図 本市の水道料金体系

#### ※3 「基本水量」とは？

水道料金の「基本料金」の中にも含まれている追加料金を支払うことなく、使える水量のことです。

この水量までは、どれだけ使っても従量料金はかからず、基本料金だけを支払えば利用できます。

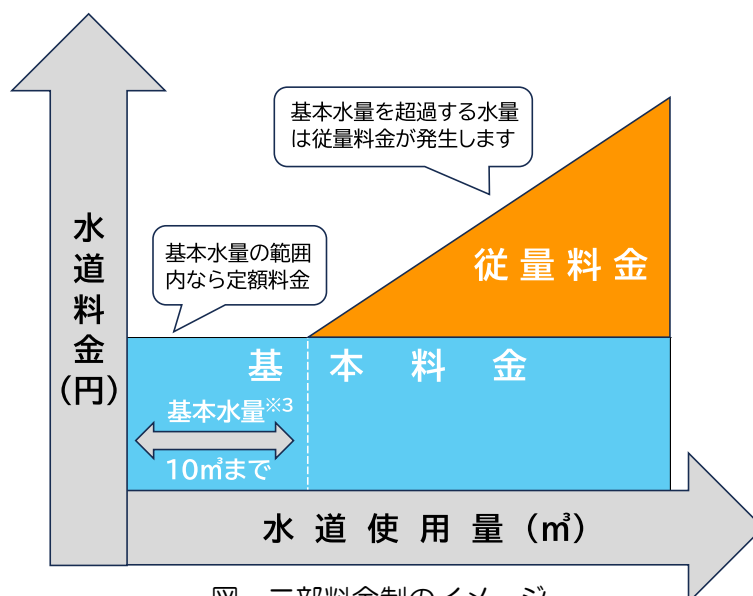


図 二部料金制のイメージ

## 2-2-2. 水道料金表

本市の簡易水道料金表を以下に示します。

本市は、令和3年4月と令和5年4月に秋山地区及び仲間川地区で段階的に料金改定を実施し、現在の料金表になっています。

秋山地区では、メーター口径に応じて異なる「基本料金」が設定されていますが、従量料金については187円で一定である「単一制」です。

仲間川地区では、メーター口径に応じて異なる「基本料金」が設定され、使用水量に応じて段階的に単価が上昇する「逡増制」です。

表 秋山簡易水道料金表（1ヶ月当たり、税抜）

口径 (mm)	基本料金		水量料金1m <sup>3</sup> につき(円)
	基本水量	料金(円)	
20	10m <sup>3</sup> まで	2,000	187
25		2,000	187
30		2,500	187
40		4,050	187
50		7,000	187

表 仲間川簡易水道料金表（1ヶ月当たり、税抜）

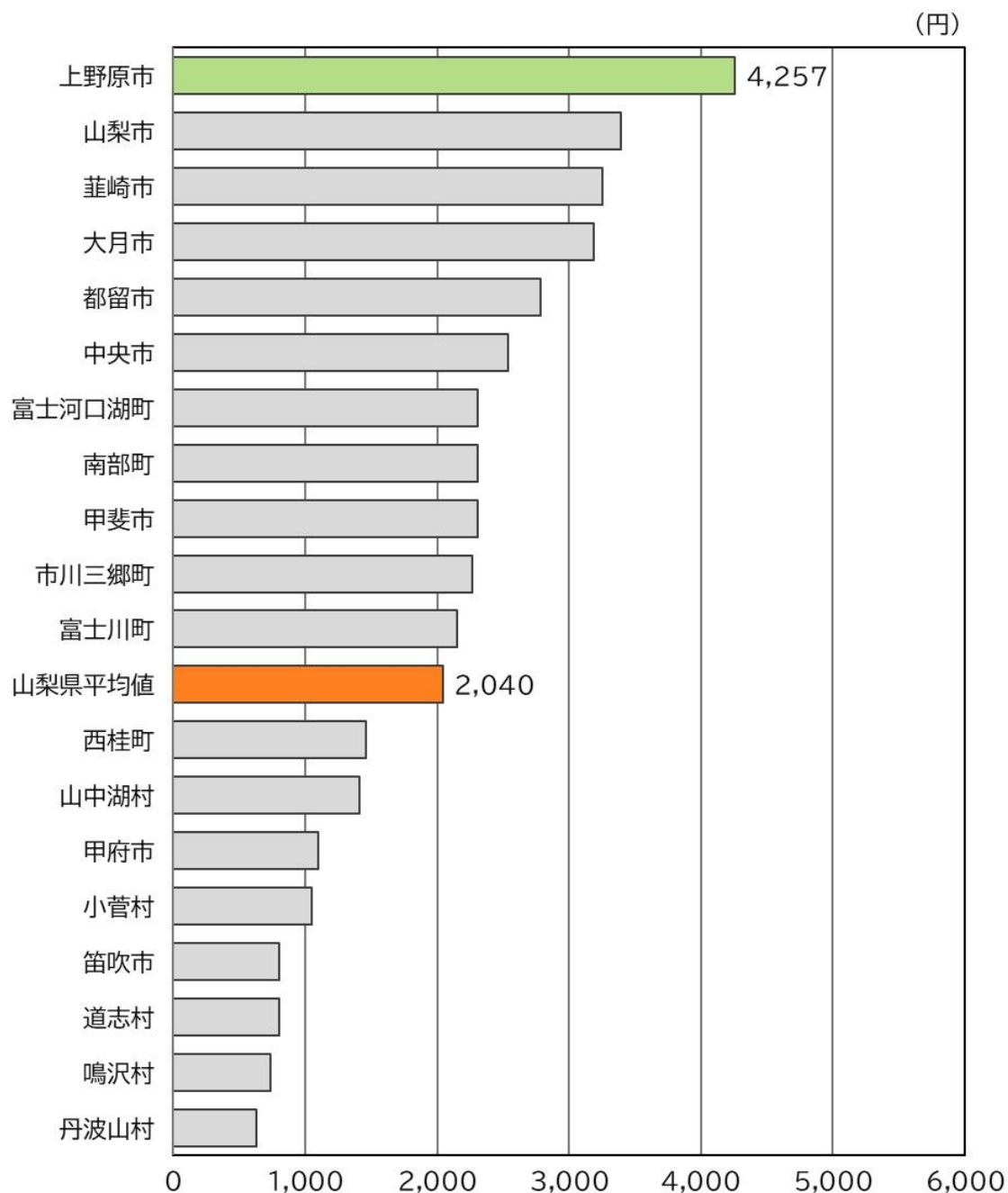
口径 (mm)	基本料金		超過水量1m <sup>3</sup> につき(円)
	基本水量	料金(円)	
20	10m <sup>3</sup> まで	2,000	11m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき187円 51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき216円 101m <sup>3</sup> 以上1m <sup>3</sup> につき252円
25		2,000	
30		2,500	
40		4,050	
50		7,000	

### 2-2-3. 山梨県内の水道料金水準の比較

山梨県内の簡易水道事業を実施している他団体の水道料金比較を図に示します。

基準とする水道料金水準は、一般家庭（メーター口径 20mm を想定）で 1 カ月に 20 m<sup>3</sup> を使用した場合の水道料金（消費税込み）になります。

本市は、最も高額な水道料金の位置づけとなっていますが、これは取水源を仲間川等の表流水を使用しているため、大規模な浄水場や処理に伴う薬品費等が必要になるためです。



※ 小菅村は 5 人世帯の場合の料金

図 山梨県内の簡易水道事業の水道料金比較（1 か月 20m<sup>3</sup> 使用の場合）

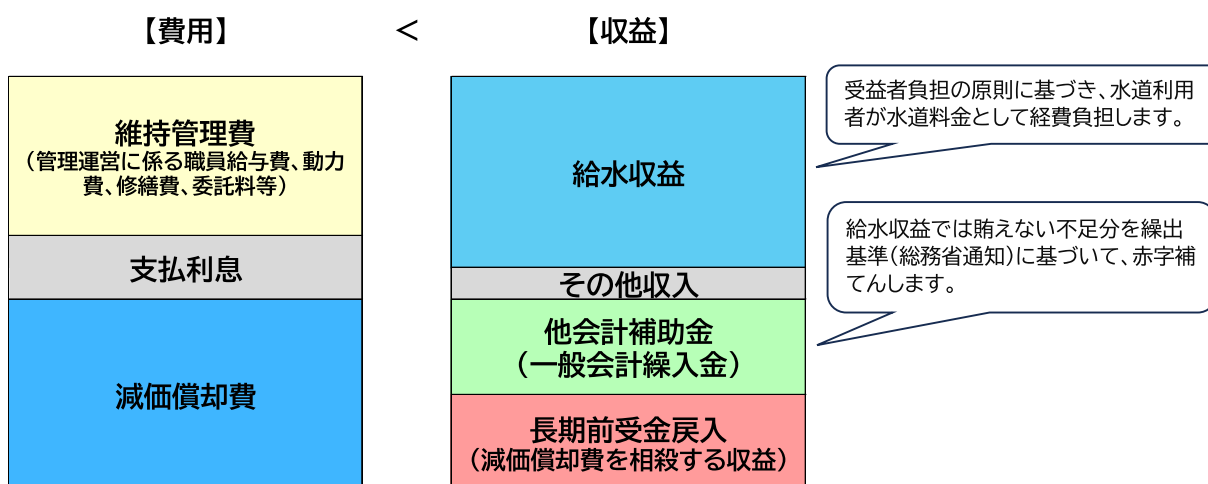
## 2-3. 財政の状況

### 2-3-1. 公営企業会計の仕組み

地方公営企業である簡易水道事業は、その経営に要する経費については経営に伴う収入（給水収益など）をもって充てる「独立採算制の原則」を基本としています。

しかしながら、給水収益のみでは全ての経費を賄うことが難しい状況にあることから、総務省が定める繰出基準（経費負担区分のルール）に基づき、一般会計から一定額の負担金を繰り入れて事業を運営しています。

#### 【収益的収支(税抜)】



#### 【資本的収支(税込)】

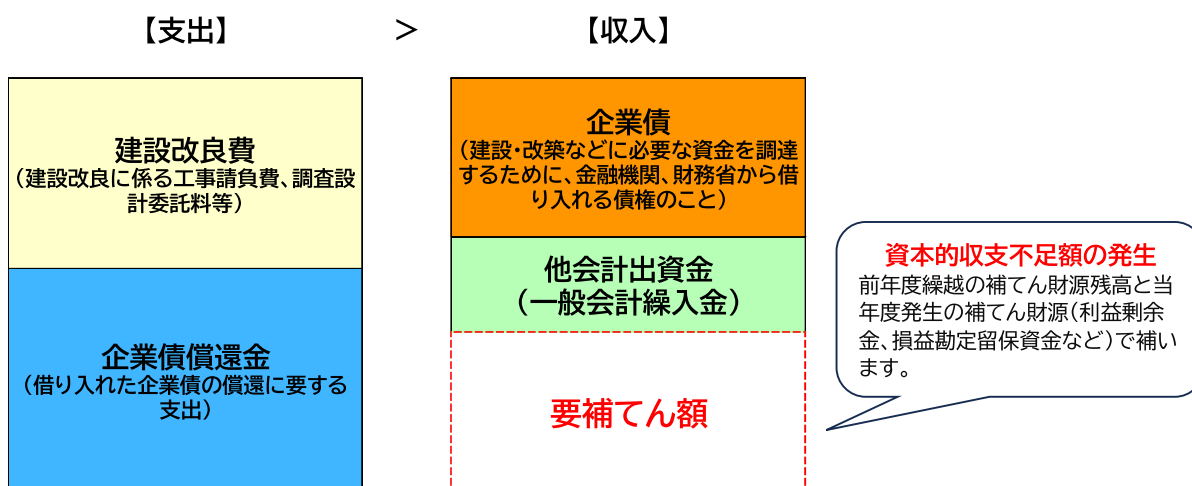


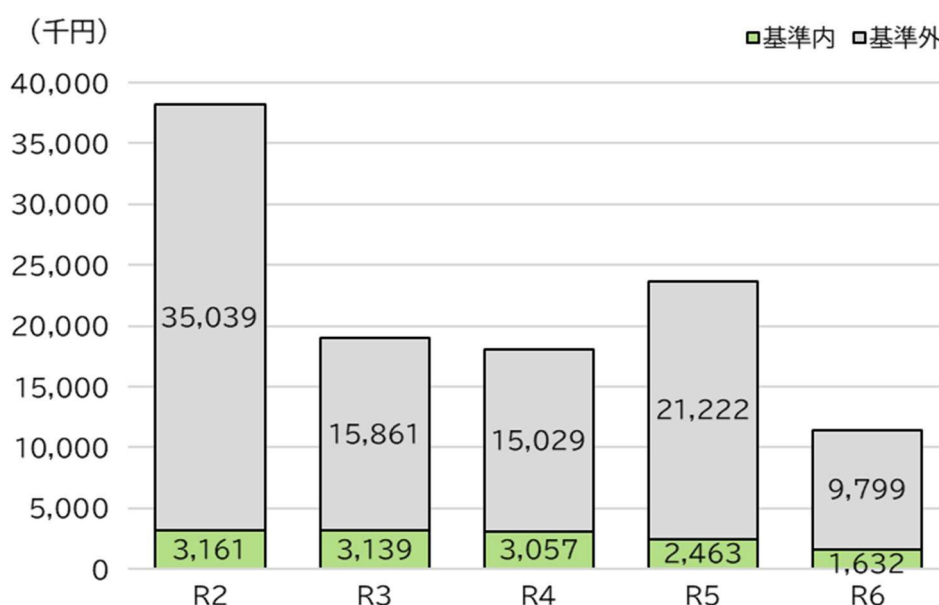
図 簡易水道事業会計の仕組み

## 2-3-2. 一般会計繰入金の状況

総務省が毎年度提示する繰出基準（一般会計が公費で負担する基準）に沿って、一般会計が簡易水道事業会計に繰り出す繰入金を「基準内繰入金」、それ以外の繰入金を「基準外繰入金」と呼びます。

一般会計からの繰入金は減少傾向を示しています。令和6年度では総額約11,431千円を一般会計から繰り入っていますが、そのうち約8割以上が基準外繰入金です。近年では、一般会計からの基準外繰入金に依存している状況が続いていますが、令和5年度に料金改定を実施したことで、令和6年度では一般会計からの繰入金を縮減しています。

基準外繰入金に依存した状態は、簡易水道を利用している住民と利用していない住民の間に不公平が生じるため、収支の改善を図り、基準外繰入を解消していく必要があります。



出典：地方公営企業決算状況調査表（令和6年度）

図 一般会計繰入金の推移

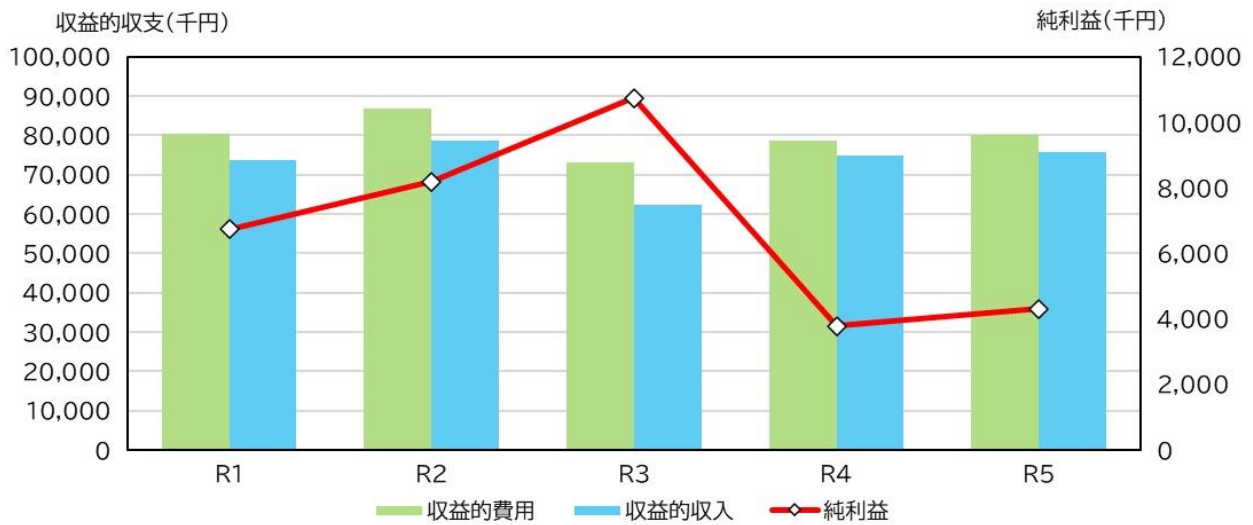
## 2-3-3. 経営状況

本市が採用している公営企業会計では、収入及び支出を当年度の損益取引に基づく取引（収益的収支）と、設備投資・資金調達等の投下資本の増減に関する取引（資本的収支）に区分して会計処理を行っています。

これにより、簡易水道事業の資産・負債等の財務状況（貸借対照表）や経営成績（損益計算書）を正確に把握することが可能となります。

直近5年間における簡易水道事業の収益的収支は、収入が支出を上回っています。資本的収支は、支出が収入を上回っていますが、不足額に関しては内部留保資金（補てん財源）により補てんします。

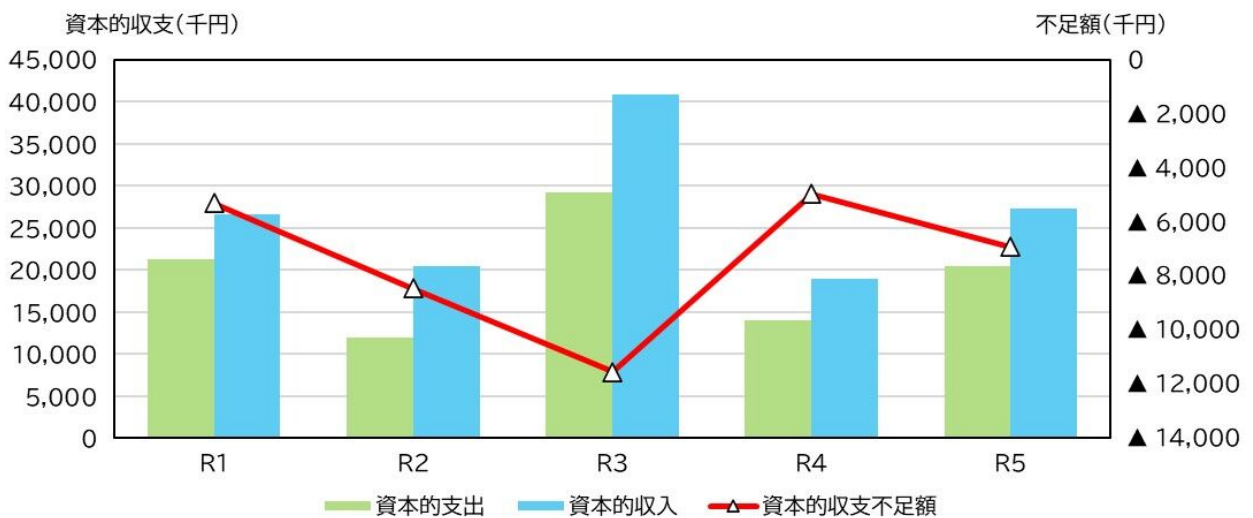
なお、本市は令和5年度まで官庁会計方式（法非適用時）であり、「利益」という概念は存在しませんが、便宜的に収入と支出の差額より算定しています。



※企業会計移行（R6）により会計方式が変更されたため、令和5年度までを対象とします。

出典：地方公営企業決算状況調査表（令和5年度）

図 収益的収支の推移



※企業会計移行（R6）により会計方式が変更されたため、令和5年度までを対象とします。

出典：地方公営企業決算状況調査表（令和5年度）

図 資本的収支の推移

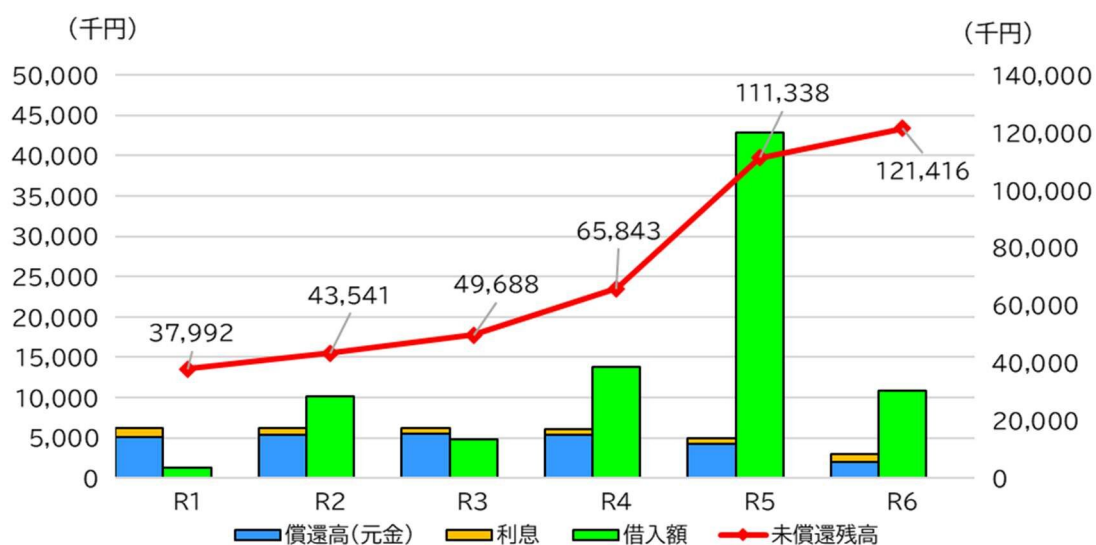
## 2-3-4. 地方債の状況

地方債は、水道施設の改築・更新事業の資金を調達するために発行する債券であり、令和6年度では約10,800千円を借り入れています。

償還金(元金)は、発行した起債の償還額を表しており、その額は減少傾向にあります。今後は、急激な償還額の増加を避けるために事業の平準化を取り入れていく必要があります。

支払利息は、発行した起債(元金)にかかる利息を表しています。その額は、地方債の元金償還により、年々減少しています。

未償還残高(既発債分)の推移は、毎年度増加傾向にあり、簡易水道施設の老朽化等による改築・更新事業の増加が予想されることから、更なる起債による残高の増加が見込まれます。

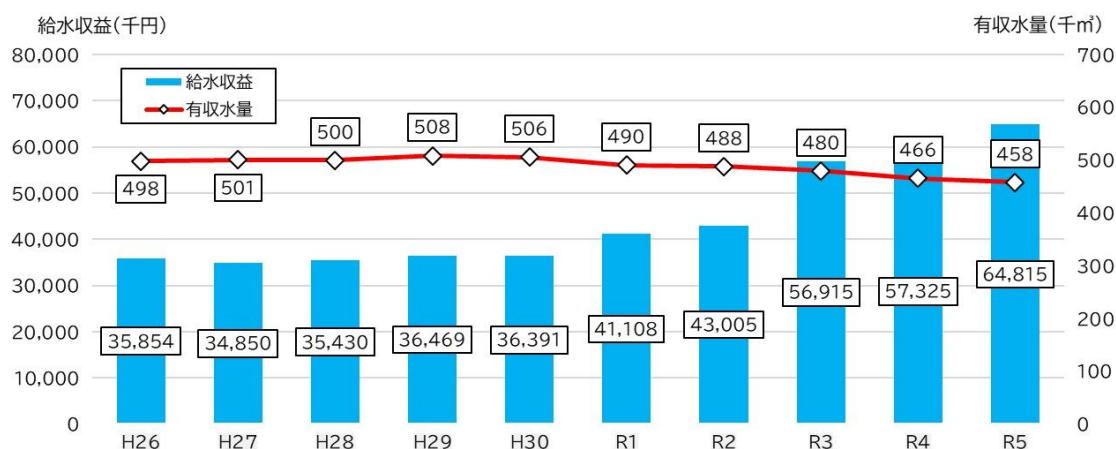


出典：地方公営企業決算状況調査表(令和6年度)

図 地方債の推移

## 2-3-5. 給水収益及び有収水量の状況

給水収益は、令和3年4月と令和5年4月に料金改定を実施したことで、増収傾向となっています。有収水量については、給水人口の減少に伴い、減少傾向を示しています。



出典：地方公営企業決算状況調査表(令和5年度)

図 給水収益(税抜)及び有収水量の推移

## 2-4. 経営比較分析指標

総務省から毎年度公表されている経営比較分析表を活用し、本市の簡易水道事業の現状について類似団体平均値との比較により客観的な評価を行います。

なお、令和5年度までは官庁会計方式（法非適用）を採用していたことから、令和6年度は公営企業会計（法適用）へ移行した初年度となります。移行初年度の数値だけでは傾向分析に必要な継続性が担保できないため、本分析では移行前である令和5年度までの数値を対象としています。

### ① 収益的収支比率（％）

$$\text{収益的収支比率(％)} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

#### 【指標の意味】

収益的収支比率は、給水収益や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標です。

#### 【分析の考え方】

単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要である。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組みが必要です。

#### 【本市の状況】

近年では、100%前後で推移しており、類似団体平均値と比較して経営状況は良好と言えます。しかし、料金回収率（P.18参照）は100%を下回っているため、料金収入以外の収入（一般会計繰入金など）を頼っている状況です。

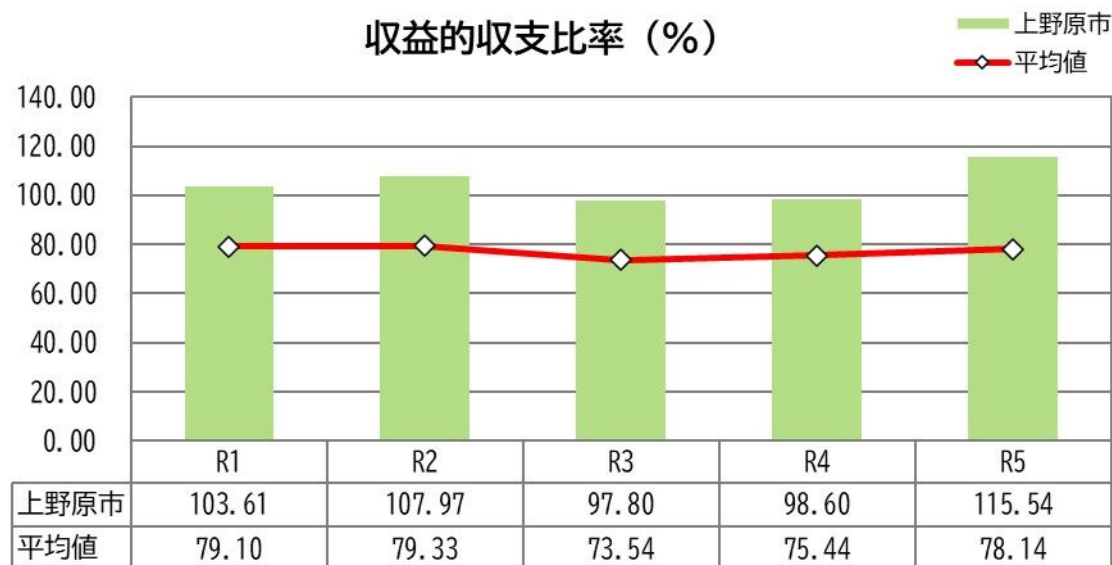


図 収益的収支比率（％）の推移

## ② 企業債残高対給水収益比率 (%)

$$\text{企業債残高対給水収益比率(\%)} = \frac{\text{地方債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$$

### 【指標の意味】

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

### 【分析の考え方】

この指標については、明確な数値基準はありません。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

### 【本市の状況】

類似団体平均値と比較すると低い水準で推移していますが、老朽化した施設の計画的な更新は遅れており、その財源の起債を行っていないことで低い数値になっています。今後は、老朽化施設の改築・更新事業により、上昇する可能性があります。

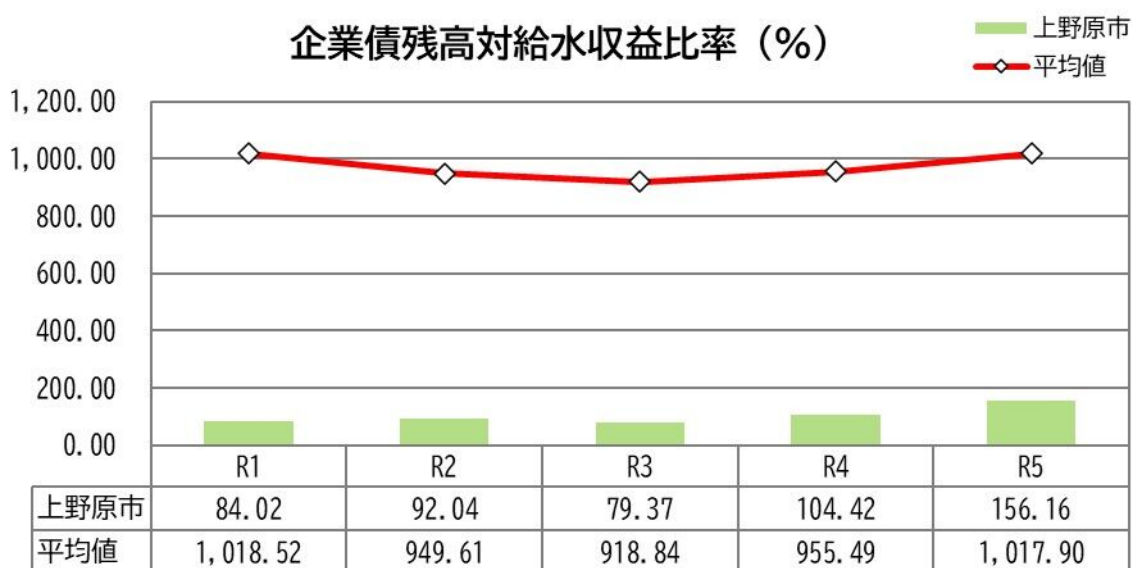


図 企業債残高対給水収益比率 (%) の推移

### ③ 料金回収率 (%)

$$\text{料金回収率(\%)} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

#### 【指標の意味】

給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能です。

#### 【分析の考え方】

料金回収率が 100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します。数値が低く、繰出基準に定める事由以外の繰出金によって収入不足を補填しているような事業体にあっては、適切な料金収入の確保が求められます。

#### 【本市の状況】

類似団体平均値と比較すると、高水準で推移していますが、求められている 100%を下回っています。今後は、さらなる経費の削減や適正な料金収入の確保などの経営改善が必要です。

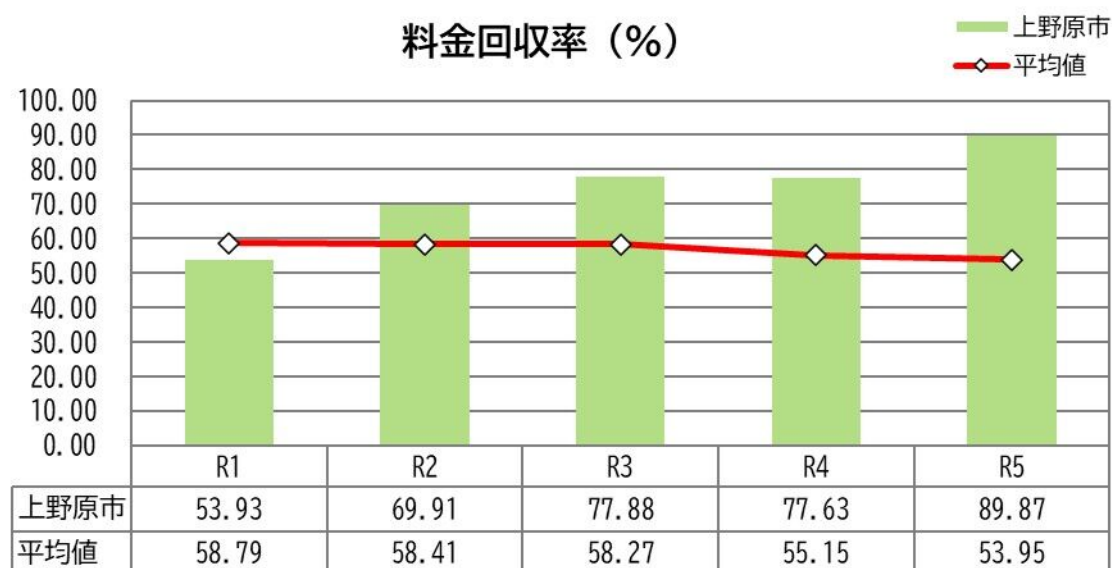


図 料金回収率 (%) の推移

#### ④ 給水原価（円）

$$\text{給水原価(円)} = \frac{\text{総費用} - \text{受託工事費} + \text{地方債償還金(繰上償還分除く)}}{\text{年間総有収水量}}$$

##### 【指標の意味】

有収水量 1m<sup>3</sup> 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。

##### 【分析の考え方】

この指標については、明確な数値基準はありません。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な浄水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

##### 【本市の状況】

類似団体平均値と比較すると低い原価で推移しており、運営が効率的に行われている良好な状態です。今後は、施設の維持管理費用が増大していくことが予想されることから、原価が上昇をしないように不断の経営努力が必要です。

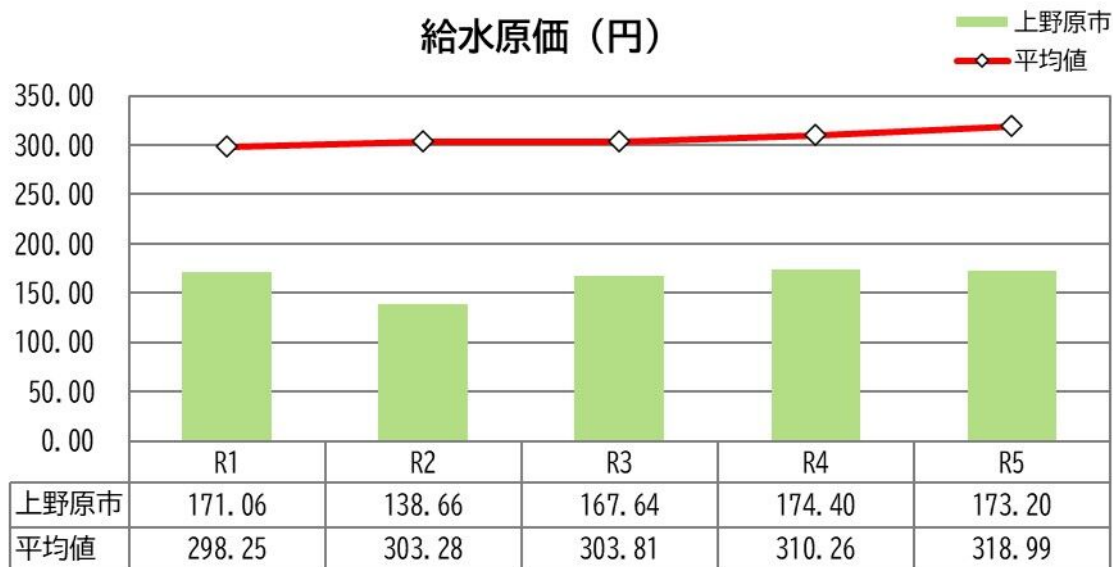


図 給水原価（円）の推移

## ⑤ 施設利用率 (%)

$$\text{施設利用率(\%)} = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

### 【指標の意味】

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

### 【分析の考え方】

この指標については、明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。

### 【本市の状況】

類似団体平均値と比較すると、高水準で推移しています。今後は、人口減少に伴う水需要の減少により、給水量が減少することから、施設能力に余裕が発生することが予想されます。

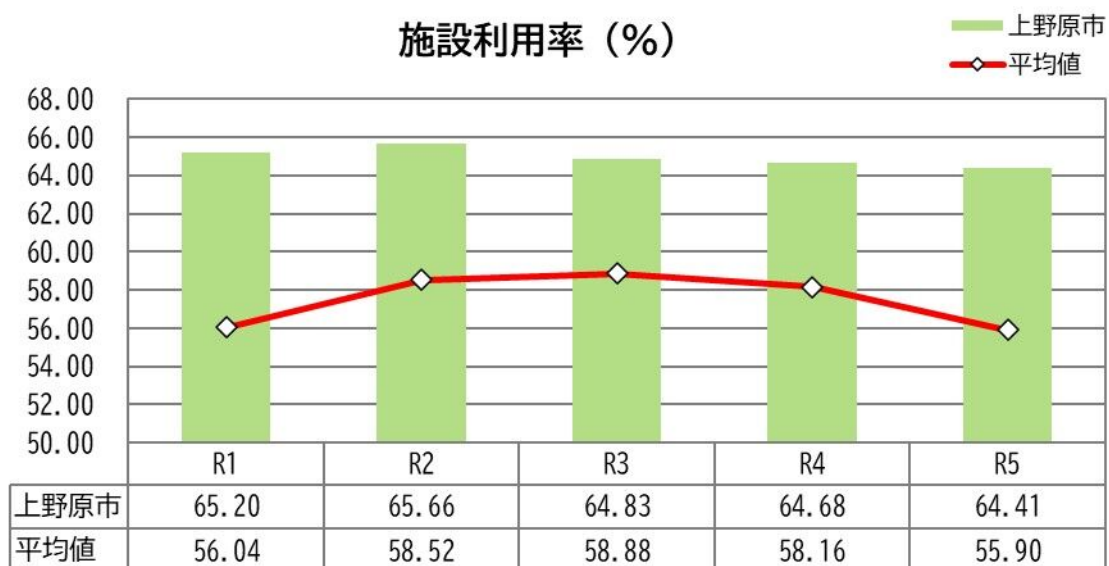


図 施設利用率 (%) の推移

## ⑥ 有収率 (%)

$$\text{有収率(\%)} = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$$

### 【指標の意味】

施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。

### 【分析の考え方】

この指標については、100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されると言えます。数値が低い場合は、水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結びついていないため、漏水やメーター不感等といった原因を特定し、その対策を講じる必要があります。

### 【本市の状況】

類似団体平均値と比較すると、低水準で推移しています。配水している総水量の約4割が収益につながらないことを示しています。今後は、早急に漏水箇所の調査や老朽管の更新によって改善することが求められます。



図 有収率 (%) の推移

## 第3章 簡易水道事業を取り巻く経営環境

### 3-1. 行政人口及び給水人口の見通し

行政人口は、令和5年度に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計結果を採用しています。

給水人口については、令和6年度の普及率※（19.5%）を毎年度、一定として算出しています。

※ 普及率（給水人口/行政人口）・・・

給水区域内で実際に簡易水道を利用できる人口が、行政人口のうちどれくらいの割合を占めているかを示す。

表 本市の将来人口

単位：人

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政人口	20,700	20,330	19,960	19,590	19,200	18,880	18,560	18,240	17,920	17,600
給水人口	3,913	3,852	3,790	3,729	3,668	3,596	3,524	3,451	3,379	3,308

計画最終年度である令和17年度の行政人口は17,600人であり、令和6年度の行政人口21,012人に対して、15.5%の減少予測となっています。全国的な人口減少社会を迎えているなかで、本市も同様の傾向が予想されます。

給水人口についても、行政人口の減少を背景として、継続的に減少する見通しです。

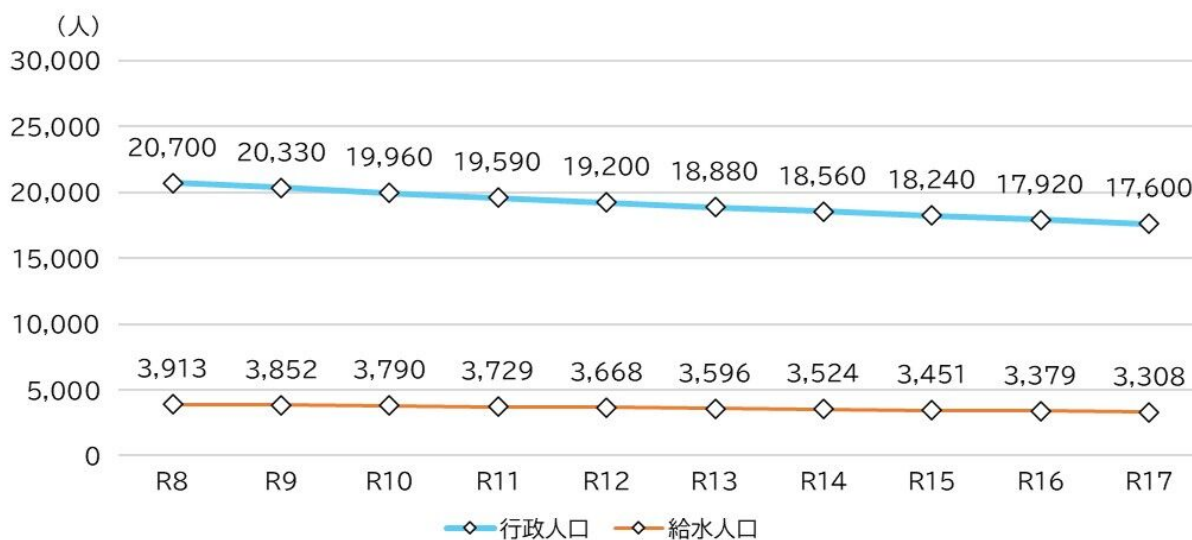


図 行政人口及び給水人口の将来予測

### 3-2. 給水収益及び有収水量の見通し

給水収益については、給水人口の減少に起因して有収水量が低下するため、今後は減収傾向が見込まれます。

令和6年度実績値 66,507 千円に対して、令和17年度は約19%の減収となります。今後は、大規模な水道施設の改築・更新が控えていることから、適切な料金設定の検討が必要になります。

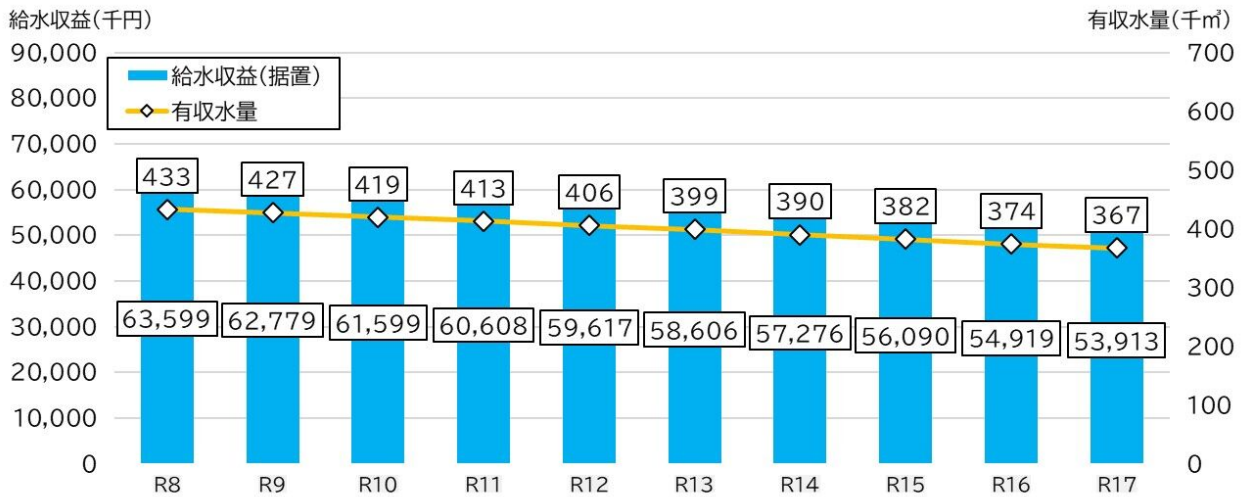


図 給水収益及び有収水量の将来予測

### 3-3. 簡易水道施設の見通し

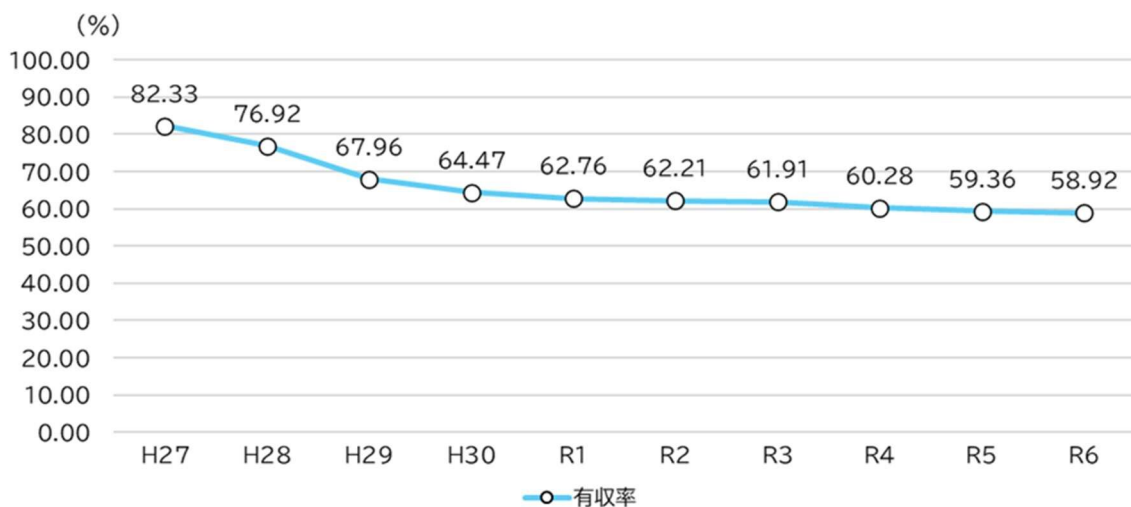
本市が保有する資産は、旧2町村時代から多くの施設を引き継ぎ、現在に至るまで長期間にわたり維持管理・運営を行ってまいりました。そのため、旧2町村時代に設置された資産の多くは、老朽化が進行している状況にあります。

特に管路施設については、近年、有収率の推移が悪化傾向にあり、漏水等による有収水量の減少が懸念されています。このことから、料金収入の確保という観点においても、早期の漏水対策の実施が急務となっています。

現状では、本市においてアセットマネジメント計画や中長期的な修繕計画が策定されていないため、老朽化した施設の更新を計画的に実施できていない状況にあります。水道施設を健全な状態で次世代に引き継いでいくためには、施設更新に向けた適切な投資を継続的に行うことが必要不可欠です。

施設のうち、「土木・建築構造物」等の比較的耐用年数が高い資産と比べ、耐用年数が短く更新のサイクルが早い「機械・電気設備」や、地中に埋設されているため目視の判断が難しい「管路施設」については、可能な限り継続的な点検・調査を行い、計画的な改築・更新を進めていくことが望ましいです。

全ての住民が安全でおいしい水を将来にわたって安定的に利用できるようにするためには、社会経済情勢を踏まえ、施設の老朽度や更新の優先順位を考慮した改築・更新計画が重要です。財源計画を含む基本計画を策定し、計画的な施設更新を推進していくことが求められます。



出典：地方公営企業決算状況調査表（令和6年度）

図 有収率の推移

表 工種別耐用年数設定例

工種	法定耐用年数 (年)	実使用年数の設定例 (年)
土木構造物	60	65～90
建築構造物	50	65～75
機械・電気・計装設備	10～20	18～26
水道管路	40	40～80

### 3-4. 組織の見通し

本市の簡易水道事業は、上野原市役所-生活環境課-簡易水道担当が所管部署です。職員3名で執務しており、人事異動によって定期的に担当職員の入れ替えがあります。

今後、老朽化施設の改築・更新事業に対応するためには、職員数の維持あるいは増員、外部委託等を検討することが必要です。

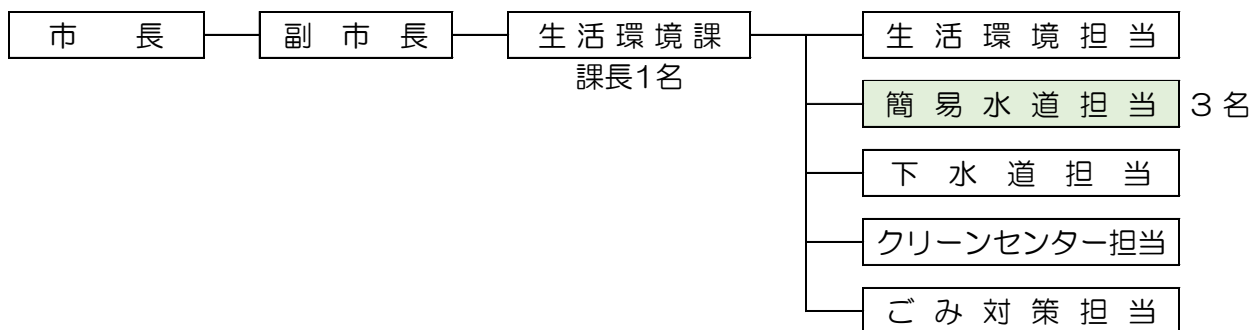


図 組織体制図

### 3-5. 経営課題の抽出

本市の現状から、簡易水道事業が抱える経営課題として、以下を抽出しました。

表 本市が抱える経営課題

課題	内容
施設の老朽化	<p>本市が保有する簡易水道施設は老朽化が進行しており、漏水等の発生による維持管理面での懸念が高まるだけでなく、大規模な断水等のリスクにもつながります。</p> <p>しかし、近年は財政状況の悪化等により積極的な更新が進まず、老朽化施設の増加が簡易水道事業における重要な経営課題となっています。</p> <p>そのため、今後の健全な事業運営には、老朽化資産の計画的かつ効率的な改築・更新が不可欠です。</p>
財政状況の悪化	<p>本市では、今後も人口減少が進行していく見通しであり、水需要の減少が予想されます。それに伴い、簡易水道事業の主要な収入源となる給水収益が減少していくと考えられます。</p> <p>今後、大規模な改築・更新事業が本格化することから、必要な財源を確保することが課題となります。</p>

## 第4章 経営の基本方針及び目標の設定

### 4-1. 経営の基本方針

本市は平成18年度に上水道を東部地域広域水道企業団に移管してから、市営簡易水道のみの管理を行い、費用の削減や維持管理の効率化等健全な運営のために自助努力を行ってきました。

しかし、近年では人口減少や施設の老朽化等により、簡易水道の経営が厳しい状況となっています。

本市の状況を踏まえて、以下の基本方針を基に持続可能な簡易水道事業経営に努めます。

表 経営の基本方針

#### ■ 経営の基本方針

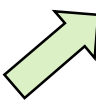
<b>施設の 老朽化対策</b>	秋山・仲間川地区の簡易水道施設（機械・電気設備）及び管路施設は老朽化が進行している状況です。緊急度・重要度に基づく優先順位を踏まえた更新基本計画を立案し、計画的な施設更新と給水サービスの維持に取組みます。
----------------------	--

### 4-2. 経営目標の設定

事業の安定的運営と継続性を確保するため、今後10年間の経営目標を設定します。

指標については、企業内部に留保された現金等の残高を示す「内部留保資金残高(千円)」とし、令和6年度末現在と同水準である「50,000千円以上」を目標値とします。

表 本計画における経営目標

指標	指標の解説	望ましい方向性	目標値	達成年限
内部留保資金残高 (千円)	企業内部に留保された余剰資金で、翌年度以降の財源として使用できる現金等残高。	高いほど良い 	50,000千円以上	令和17年度

## 第5章 投資・財源に関する取組み

### 5-1. 投資に関する取組み

経営の基本方針に掲げた老朽化対策の実施に向けた投資計画（暫定）を示します。

簡易水道施設については、令和9～13年度に仲間川地区、令和14～16年度に秋山地区の機械・電気設備の更新を工事集中期間と位置づけています。

管路施設については、令和9～13年度を工事集中期間として実施予定です。

事業の財政状況を鑑み、投資額は毎年度3,300万円程度※で平準化することとしています。

なお、詳細な工事計画として基本計画（修繕計画）を策定予定です。

※ 事業費5,000万円のうち、3分の1に相当する額を国庫補助金とみなして控除

表 本計画における投資計画

施設	地区	工種	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
施設・管路	秋山地区	機械電気		→				→ 工事集中期間			→	
		土木建築										
	仲間川地区	機械電気		→ 工事集中期間				→				
		土木建築										
	秋山・仲間川地区	管路施設		→ 工事集中期間				→				

## 5-2. 財源に関する取組み

---

簡易水道事業における各種財源の基本的な考え方は次のとおりです。

### (1) 水道料金

人口減少に加え、施設の老朽化等経営環境が厳しさを増すなか、他の財源（(2)～(4)に記載）の確保やコスト縮減に注力することで利用者の方々の負担を最小限に抑えます。

不断の収支改善策を講じてもなお財源不足が生じる場合は、簡易水道料金の見直しを検討します。

### (2) 一般会計繰入金

国が定めた基準に加え、政策的判断による補助金を一般会計繰入金（他会計補助金・他会計出資金）として受け入れます。ただし、一般会計へ過度に依存しないよう、事業運営上必要最低限の額に留めます。

### (3) 企業債

企業債は建設改良事業に必要な資金を外部から調達するために発行する債券（地方債）の一種です。

償還に際して利率に応じて支払利息が発生することから、可能な限り有利な条件を検討するとともに、過度の借入や償還期間の長期化により将来世代へ負担を先送りしない規律ある運用に努めます。

### (4) 国(県)補助金

国庫補助金の交付要件を常に確認し、採択可能な補助事業を模索します。また、県の動向にも注視します。

## 5-3. その他の取組み

### 5-3-1. 官民連携（W-PPP）の取組み

官民連携とは、民間企業が持つノウハウや創意工夫を活用し、官と民で協力して業務効率化やサービス向上を目指す方法です。

現在、国は、水道、下水道、工業用水道分野において、コンセッション（公共施設等運営事業）方式※に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で「管理」と「更新」を一体的にマネジメントする『ウォーターPPP』方式を推進しています。

本市も県や近隣団体と連携し、効果的な官民連携手法の導入を検討していきます。

※ コンセッション（公共施設等運営事業）方式：利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

PPP(官民連携)			PFI(民間資金活用)	
包括的民間委託			ウォーターPPP方式 (管理・更新一体マネジメント方式)	PFI(コンセッション方式) (公共施設等運営権事業)
レベル1	レベル2	レベル3	レベル3.5	レベル4
運転監視	運転監視	運転監視	運転監視	運転監視
点検・調査	点検・調査	点検・調査	点検・調査	点検・調査
薬品等調達	薬品等調達	薬品等調達	薬品等調達	薬品等調達
修繕・補修	修繕・補修	修繕・補修	修繕・補修	修繕・補修
設計	設計	設計	設計	設計
改築・更新	改築・更新	改築・更新	改築・更新	改築・更新
資金調達	資金調達	資金調達	資金調達	資金調達
運営権	運営権	運営権	運営権	運営権
所有権	所有権	所有権	所有権	所有権

PPP (Public Private Partnership)：公共サービスの提供において、何らかの形で民間が参画する手法を幅広くとらえた概念  
PFI (Private Finance Initiative)：民間資金とノウハウを活用し、公共施設等の建設や維持管理・運営を行う PPP の手法

#### 図 官民連携手法別民間の関与領域

### 5-3-2. 広域化・共同化の取組み

「山梨県水道広域化推進プラン（令和5年3月）」では、山梨県の水道事業を取り巻く課題を解消するため、「施設の共同設置・共同利用」と「事務の広域的処理」の検討や推進といった取組みの方向性を示しています。

施設の共同設置・共同利用では、「施設の共同化」や災害発生時に応援給水を可能とする「緊急連絡管の整備」などがあります。

事務の広域的処理では、遠方監視システム及び料金徴収システムの共同化（システムの共同化）や水道事業者等で個別に備蓄している資機材の共同管理（資機材の共同備蓄）、維持管理業務及び水道技術の統一・標準化（技術の標準化）などがあります。

## 第6章 投資・財政計画

### 6-1. 科目別将来値推計条件

投資・財政計画上の数値算定に当たって設定した収入・支出科目別の推計条件（具体的な算定方法や前提等）を示します。

#### 6-1-1. 収益的収支

表 科目別推計条件（収益的収支）

区 分		科目別推計条件	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		
	(1) 料 金 収 入	水道料金収入。行政人口推計より給水人口を予測。給水人口1人当たり有収水量を算出し、直近の供給単価 146.9円/m <sup>3</sup> （給水収益/年間有収水量）を乗じて水道料金収入額を算定。	
	(2) 受託工事収益 (B)	見込まない。	
	(3) そ の 他	加入負担金及び手数料。令和7年度予算額で横這い。	
	2. 営業外収益		
	(1) 補 助 金		
	他 会 計 補 助 金	一般会計繰入金。総務省繰出基準分と資金不足補てん額（基準外）の合計額を計上。	
	そ の 他 補 助 金	見込まない。	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	既取得資産に係る将来予定額に加え、将来取得資産に係る長期前受金分を構築物：50年、機械及び装置：20年、管路：40年で償却計算。	
	(3) そ の 他		
	収 入 計 (C)		
	収 益 的 支 出	1. 営業費用	
		(1) 職 員 給 与 費	
基 本 給		職員給与費のうち基本給を計上。現在の配置職員数を継続するものとみなし、令和8年度予算額を起点に賃金上昇率として毎年度0.92% <sup>※1</sup> を考慮。	
退 職 給 付 費		見込まない。	
そ の 他		職員給与費のうち基本給以外（手当・法定福利費等）を計上。現在の配置職員数を継続するものとみなし、令和8年度予算額を起点に賃金上昇率として毎年度0.92% <sup>※1</sup> を考慮。	
(2) 経 費			
動 力 費			
修 繕 費			
材 料 費			
そ の 他			
(3) 減 価 償 却 費		既取得資産に係る将来予定額に加え、将来取得資産分を構築物：50年、機械及び装置：20年、管路：40年で償却計算。	
2. 営業外費用			
(1) 支 払 利 息		既往債に係る将来予定額に加え、将来発行分を償還期間30年（据置期間5年）の元利均等払・半年賦（年利2.6%）で元利償還計算。	
(2) そ の 他	令和6年度決算額を起点に物価上昇率として毎年度1.82% <sup>※2</sup> を考慮。		
支 出 計 (D)			
経 常 損 益 (C)-(D)	(E)		
特 別 利 益	(F) 見込まない。		
特 別 損 失	(G) 見込まない。		

※<sup>1</sup>…人事院勧告の過去実績を基に推計

※<sup>2</sup>…消費者物価指数の近年の実績を基に推計

## 6-1-2. 資本的収支

表 科目別推計条件（資本的収支）

区 分		科目別推計条件
資本的 収 入	1. 企 業 債	建設改良費に充当する簡易水道事業債等新規発行額。
	うち 資本費平準化債	見込まない。
	2. 他 会 計 出 資 金	総務省繰出基準分：元金償還金への基準額。
	3. 他 会 計 補 助 金	見込まない。
	4. 他 会 計 負 担 金	見込まない。
	5. 他 会 計 借 入 金	見込まない。
	6. 国（都道府県）補助金	見込まない。
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	見込まない。
	8. 工 事 負 担 金	見込まない。
	9. そ の 他	見込まない。
	計 (A)	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	
	純 計 (A)-(B) (C)	
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費
うち 職員給与費		見込まない。
2. 企 業 債 償 還 金		既往債に係る将来予定額に加え、将来発行分を償還期間30年（据置期間5年）の元利均等払・半年賦（年利2.6%）で元利償還計算。
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		見込まない。
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		見込まない。
5. そ の 他		見込まない。
計 (D)		

## 6-2. 投資・財政計画表

第4章で掲げた目標を達成可能な投資・財政計画（令和8年度～令和17年度）を示します。

表 投資・財政計画（収益の収支）

区分	年度	令和6年度 〔決算〕	令和7年度 〔予算〕	令和8年度 計画値	令和9年度 計画値	令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値	令和13年度 計画値	令和14年度 計画値	令和15年度 計画値	令和16年度 計画値	令和17年度 計画値
1. 営業	収益	66,785	65,648	63,889	63,039	61,859	60,868	59,877	58,866	57,536	56,350	55,179	54,173
	収入	66,507	65,380	63,599	62,779	61,599	60,608	59,617	58,606	57,276	56,090	54,919	53,913
	支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 営業	収益	114,685	113,857	92,413	94,329	96,353	97,722	94,334	91,498	84,603	78,579	76,348	74,884
	収入	10,740	10,536	9,535	13,116	16,658	20,080	22,915	26,079	29,410	32,418	35,249	38,642
	支出	10,422	10,536	9,535	13,116	16,658	20,080	22,915	26,079	29,410	32,418	35,249	38,642
3. 長期前受	収益	103,316	103,316	82,873	81,208	79,690	77,637	71,414	65,414	55,188	46,156	41,094	36,237
	収入	29	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	支出	180,970	179,505	156,272	157,368	158,212	158,990	154,211	150,364	142,139	134,929	131,527	129,057
1. 営業	収益	171,999	176,608	160,877	161,594	162,486	162,293	159,300	154,180	146,220	139,625	137,054	134,731
	収入	22,400	21,384	21,582	21,779	21,880	22,181	22,385	22,593	22,798	23,010	23,221	23,436
	支出	11,941	10,728	10,827	10,926	11,027	11,128	11,231	11,334	11,438	11,544	11,650	11,757
2. 経	収益	10,560	10,656	10,755	10,853	10,953	11,053	11,154	11,259	11,360	11,466	11,571	11,679
	収入	39,610	45,136	50,604	51,461	52,331	53,219	54,122	55,042	55,972	56,921	57,889	58,876
	支出	1,154	2,476	1,668	2,505	3,329	4,140	4,939	5,732	6,508	7,262	7,995	8,709
3. 減価償却	収益	6,735	2,196	7,242	7,374	7,508	7,645	7,784	7,926	8,070	8,217	8,366	8,519
	収入	541	953	970	987	1,005	1,024	1,043	1,062	1,081	1,100	1,121	1,141
	支出	32,333	41,988	42,392	43,100	43,818	44,550	45,295	46,054	46,821	47,604	48,402	49,216
2. 営業	収益	1,154	2,476	1,668	2,505	3,329	4,140	4,939	5,732	6,508	7,262	7,995	8,709
	収入	1,016	1,276	1,668	2,505	3,329	4,140	4,939	5,732	6,508	7,262	7,995	8,709
	支出	138	1,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
支	常損	173,153	181,084	162,545	164,099	165,815	166,433	163,319	159,912	152,728	146,887	145,049	143,440
	特別	7,718	▲1,579	▲6,273	▲6,731	▲7,603	▲7,843	▲9,108	▲9,548	▲10,588	▲11,958	▲13,522	▲14,383
	特別	915	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当年度純利益	(A)	▲985	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(B)	6,733	▲1,579	▲6,273	▲6,731	▲7,603	▲7,843	▲9,108	▲9,548	▲10,588	▲11,958	▲13,522	▲14,383
	(C)	6,733	5,154	▲1,119	▲7,890	▲15,453	▲23,296	▲32,404	▲41,952	▲52,540	▲64,498	▲78,020	▲92,403
繰越利益剰余金	(D)	60,774	58,062	58,062	58,063	58,063	58,064	58,064	58,064	58,064	58,065	58,065	58,066
	(E)	53,839	51,127	51,127	51,128	51,128	51,128	51,129	51,129	51,129	51,130	51,130	51,131
	(F)	6,935	6,935	6,935	6,935	6,935	6,935	6,935	6,935	6,935	6,935	6,935	6,935
繰上り未収金	(G)	25,759	27,688	29,427	30,361	31,424	31,299	31,764	31,945	31,757	31,253	32,195	31,681
	(H)	3,251	5,180	6,919	7,853	8,916	8,791	9,256	9,437	9,249	8,745	9,687	9,173
	(I)	20,508	20,508	20,508	20,508	20,508	20,508	20,508	20,508	20,508	20,508	20,508	20,508
繰下り未収金	(J)	-	-	1.8	12.5	25.0	38.3	54.1	71.3	91.3	114.5	141.4	170.6
	(K)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営業収益 - 受託工事収益	(M)	66,785	65,648	63,889	63,039	61,859	60,868	59,877	58,866	57,536	56,350	55,179	54,173
	(N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 投資・財政計画（資本の収支）

区分	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		〔決算〕	〔予算〕	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
資本	1. うち資本費平準化債	10,800	17,000	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500
	2. 他会計出資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3. 他会計補助金	1,009	1,726	2,590	3,460	3,927	4,458	4,396	4,625	4,719	4,625	4,373	4,843
	4. 他会計負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5. 他会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6. 国（都道府県）補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7. 固定資産売却代金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工事費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9. その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	11,809	18,726	36,090	36,960	37,427	37,988	37,896	38,125	38,125	38,219	38,125	37,873	38,343
収入	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(C)	11,809	18,726	36,090	36,960	37,427	37,988	37,896	38,125	38,219	38,125	37,873	38,343
	(A)-(B)	11,809	18,726	36,090	36,960	37,427	37,988	37,896	38,125	38,219	38,125	37,873	38,343
	(C)-(D)	12,958	19,387	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500
支出	1. 建設改良費	2,022	3,251	5,180	6,919	7,853	8,916	8,791	9,256	9,427	9,248	8,745	9,687
	2. 企業債償還金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3. 他会計長期借入返還金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. 他会計への支出金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5. その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	14,980	22,638	38,880	40,419	41,953	42,416	42,291	42,748	42,937	42,748	42,245	43,187	
資本の収入額が資本的支出額に不足する額	3,171	3,912	2,590	3,460	3,927	4,458	4,396	4,625	4,719	4,625	4,373	4,843	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	1,993	157	-	-	-	-	954	1,883	1,674	1,590	1,328	1,798
	2. 利益剰余金処分額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3. 繰越工事費金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. その他	1,178	3,755	2,590	3,460	3,927	4,458	3,442	3,045	3,045	3,045	3,045	3,045
計	3,171	3,912	2,590	3,460	3,927	4,458	4,396	4,625	4,719	4,625	4,373	4,843	
補填財源不足額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
企業債償還金	121,416	135,166	163,468	190,067	215,714	240,288	265,007	289,251	313,313	337,564	362,319	386,132	

○他会計借入金

区分	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		〔決算〕	〔予算〕	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
収益的収支	うち基準内繰入金	623	1,018	954	1,373	1,785	2,180	2,590	2,866	3,374	3,751	4,118	4,475
	うち基準外繰入金	9,799	20,984	8,381	11,744	14,874	17,880	20,326	23,093	26,037	28,667	31,132	34,167
資本的収支	うち基準内繰入金	1,009	1,626	2,590	3,460	3,927	4,458	4,396	4,625	4,719	4,625	4,373	4,843
	うち基準外繰入金	1,009	1,626	2,590	3,460	3,927	4,458	4,396	4,625	4,719	4,625	4,373	4,843
合計	11,431	23,627	12,725	16,576	20,585	24,538	27,311	30,707	34,129	37,042	39,622	43,485	

### 6-3. 今後の展望について

経営改善に向け、今後検討していく施策を示します。

表 今後検討していく施策

■ 今後検討していく施策	
組合簡易水道 の市営管理移行	高齢化と後継者不足に悩む組合簡易水道の一部を市営簡易水道に管理移行することを検討します。市営簡易水道の給水人口が増加することで給水収益の増収が期待できます。
水道料金水準 の見直し	簡易水道事業は料金収入による独立採算が原則です。安定的な経営基盤の確保のため、必要に応じて水道料金水準の見直しを図っていきます。

## 6-4. 原価計算表

料金対象となる給水対象経費の内訳を原価計算表により整理します。この計算表は、適正な料金水準であるか、また将来の料金改定の必要性を検討するために、料金算定期間内における給水対象経費の内訳を詳細に示すものです。対象期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とし、当該期間の平均値を用いて算定しています。

表 原価計算表（R8～R12年度の平均値）

項 目		収 入 の 部			
		最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
料 金	(X)	千円 66,507	千円 59,541	千円	千円 59,541
給水装置工事費			0		0
その他		115,279	93,162		93,162
合 計		181,786	152,703	0	152,703
項 目		支 出 の 部			
		最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
浄水及び送水費	人件費				
	給料	3,120	3,277		3,277
	諸手当	580	1,571		1,571
	福利費	816	904		904
	浄水用薬品費	812	796		796
	電力費				0
	修繕費	0	413		413
	減価償却費	50,140	36,165		36,165
その他	22,939	27,552		27,552	
小 計		78,407	70,679	0	70,679
配水費	人件費				
	給料				0
	諸手当				0
	福利費				0
	電力費				0
	修繕費	6,735	7,373		7,373
減価償却費	14,033	9,694		9,694	
その他	1,176	1,878		1,878	
小 計		21,945	18,946	0	18,946
一般管理費	人件費				
	給料	8,721	7,955		7,955
	諸手当	4,851	4,780	120	4,660
	福利費	2,414	2,245		2,245
	備品費	43	99		99
	消耗品費				0
	通信運搬費	318	495		495
	光熱費				0
	修繕費				0
	公課				0
	支払利息	1,016	4,930		4,930
減価償却費	45,817	34,327		34,327	
その他	11,521	17,186	2,465	14,721	
小 計		74,701	72,016	2,585	69,431
合 計	(Y)	175,053	161,641	2,585	159,057
資産維持費(Z)					
料金対象経費(Y)+(Z)					159,057
					(X)/((Y)+(Z))*100=
					0.37

## 第7章 経営戦略の事後検証等

### 7-1. 経営戦略の見直しの方針

経営戦略に基づく事業の進捗管理（モニタリング）を毎年度行うとともに、“PDCAサイクル”を働かせることで軌道修正を図り、概ね5年ごとに経営戦略の見直し（ローリング）を行います。あわせて、市のHPに掲載して住民への情報公開も行っていきます。

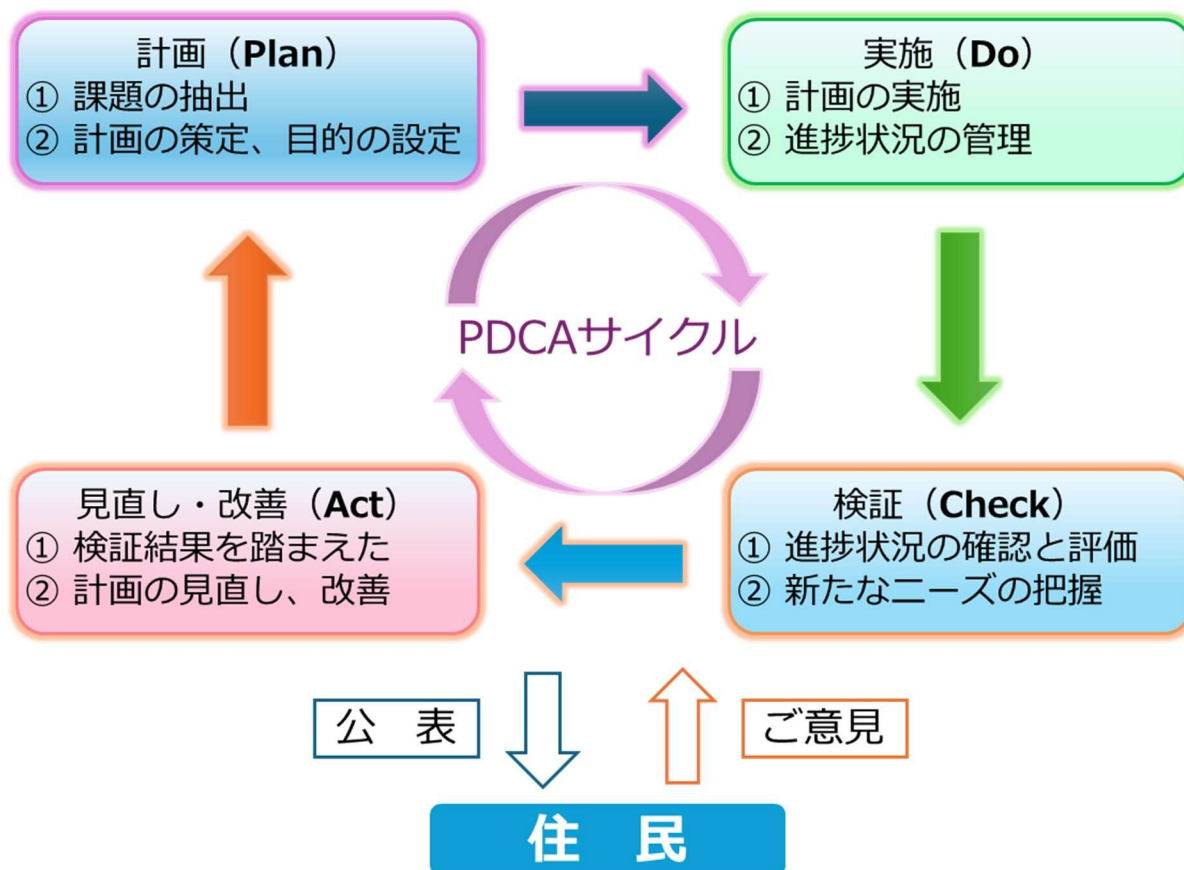


図 PDCA サイクル

### 7-2. 経営戦略の見直し予定時期

次回の経営戦略見直し予定時期は次のとおりです。

ただし、社会経済情勢の影響等により計画と実績が大きく乖離する場合には予定時期よりも早期に見直しを実施することがあります。

次回の経営戦略見直しの時期  
令和13年3月（予定）